⑸　長期性預金

これらは、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いて時価を算定しております。

⑹　破産更生債権等

これらは、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価を算定しております。

負　債

⑴　１年内返済長期借入金及び長期借入金

これらは全て固定金利によるものであり、時価については、借入金の種類ごとに元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑵　民間備蓄融資事業借入金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）貸借対照表の関係会社株式の全部及び投資有価証券の一部に計上された非上場株式（貸借対照表計上額323,005百万円）は、市場価格がなく、かつ約定による将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておらず、また、「⑵有価証券及び投資有価証券　②その他有価証券」には含めておりません。

また、預り鉱害防止積立金（貸借対照表計上額1,825百万円）及び鉱害賠償担保預り金は（貸借対照表計上額1,752百万円）は原則として要求払によるものであり当法人の裁量により払い戻し時期を特定できるものではなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象としておりません。

７．固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産の概要

⑴　電話加入権

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	減損後簿価	損益計算書に計上していない金額
通信用	電話加入権	秋田県他	10,000	46,000

当該電話加入権については、休止している電話加入権について、今後も利用が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額のうち損益外減損損失累計額（24,000円）を計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、相続税評価額に基づいて算定しております。

８．資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

金属資源技術研究所の原状回復義務について

当法人は、金属資源技術研究所の土地について、地方公共団体と「土地の転貸借に係る借地契約」を締結しており、当該借地契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

当研究所は、地方公共団体が運営（金属鉱業に関する技術の研究開発、研修、交流事業）している施設の一機関として他の機関と連携して技術の研究開発事業等を行っており、当研究所の退去については、当法人の裁量だけでなく、地方公共団体等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、賃借している土地にある建物の撤去及び退去の時期を決定することができないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

９．不要財産の国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

⑴　不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	現金及び預金（独立行政法人会計基準第81第３項による運営費交付金収益化額）	現金及び預金（独立行政法人会計基準第96による前中期目標期間繰越積立金の積立金振替額）	機械装置（希土類金属等回収技術研究開発事業で取得した設備）
	帳簿価額：6,576,698,850円	帳簿価額：8,291,571,184円	帳簿価額：64,276,646円
⑵　不要財産となった理由	石油天然ガス等勘定が繰越欠損金を計上したため、同勘定における独立行政法人会計基準第81第３項による運営費交付金収益化額について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条の規定による国庫納付がなされず、相当の資金が機構内部に留保されており、今後も使用する見込みがないため	石油天然ガス等勘定が繰越欠損金を計上したため、同勘定における独立行政法人会計基準第96による前中期目標期間繰越積立金の積立金振替額について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条の規定による国庫納付がなされず、相当の資金が機構内部に留保されており、今後も使用する見込みがないため	希土類金属等回収技術研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため
⑶　国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷　譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	—	—	64,276,646円
⑸　国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
⑹　国庫納付の額	6,576,698,850円	8,291,571,184円	47,833,416円(注)
⑺　国庫納付が行われた年月日	平成25年10月17日	平成25年10月17日	平成25年11月20日
⑻　減資額	—	—	—